

広島県知事免許籍（名簿）訂正・書換申請における必要書類チェック表

※籍（名簿）訂正・書換申請は、氏名変更や本籍地（都道府県）変更があった場合に必要手続きです。

●籍訂正・書換・再交付申請を受付けている広島県知事免許

准看護師、調理師、栄養士、製菓衛生師

《准看護師》

◎必要書類（籍訂正・書換）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 3,400 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	窓口においてありますので、窓口にて記入していただくこともできます。
	遅延理由書	変更翌日から 30 日以上経過している場合に必要です。
	戸籍抄（謄）本	発行日から 6 か月以内のもの ※戸籍の移動が複数回ある場合は、変更経緯が分かるように以前の戸籍の除籍抄（謄）本が必要になることがあります。 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合をおこなうため原本を持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	免許証原本	申請から免許証交付までの間、就職活動等で免許証が必要な方は事前にコピーや写真をとっておいてください
	郵便はがき	尾道市では、免許証が届いたときにはがきを使ってお知らせをしています。事前に、郵便局やコンビニエンスストア等で裏面が白紙の郵便はがきを持ってきてください。

《調理師、栄養士》

◎必要書類（名簿訂正・書換）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 3,200 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	窓口に置いてありますので、窓口にて記入していただくこともできます。
	遅延理由書	変更から 30 日以上経過している場合に必要です。
	戸籍抄（謄）本	申請日前 6 か月以内のもの ※戸籍の移動が複数回ある場合は、変更経緯をたどれるように以前の戸籍の除籍抄(謄)本が必要になることがあります。 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合をおこなうため原本を持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	免許証原本	申請から免許証交付までの間、就職活動等で免許証が必要な方は事前にコピーや写真をとっておいてください
	郵便はがき	尾道市では、免許証が届いたときにはがきを使ってお知らせをしています。事前に、郵便局やコンビニエンスストア等で裏面が白紙の郵便はがきを持ってきてください。

《製菓衛生師》

◎必要書類（籍訂正・書換）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 2,800 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	窓口に置いてありますので、窓口にて記入していただくこともできます。
	遅延理由書	変更翌日から 30 日以上経過している場合に必要です。
	戸籍抄（謄）本	申請日前 6 か月以内のもの ※戸籍の移動が複数回ある場合は、変更経緯をたどれるように以前の戸籍の除籍抄(謄)本が必要になることがあります。 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合をおこなうため原本を持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	免許証原本	申請から免許証交付までの間、就職活動等で免許証が必要な方は事前にコピーや写真をとっておいてください
	郵便はがき	尾道市では、免許証が届いたときにはがきを使ってお知らせをしています。事前に、郵便局やコンビニエンスストア等で裏面が白紙の郵便はがきを持ってきてください。